

自然災害発生時における業務継続計画（BCP） 公表用概要版

社会福祉法人甲山会 特別養護老人ホーム高竜園

最終更新2022年5月1日

全般事項

*この概要版は計画書の主要な部分を抜粋したものです。

■BCPの目的

当施設は、長期入所者を中心として、ご利用者、ご家族等の生活を支える上で欠かせないものです。今般大規模な災害の発生が見られる中、災害発生時に適切な対応を行い、その後もご利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するために作成したものです。なお、この計画は「非常災害対策計画」を兼ねています。

■基本方針

次の基本方針に沿って作成しました。なお、原則として、発生から72時間(3日間)を想定期間としました。

- 1 ご利用者及び職員の生命、安全を守る。
- 2 当法人の経営を維持する。
- 3 福祉サービスの供給体制の継続及び地域の需要に応える。
- 4 職員の雇用の維持、確保に努める。

■平時の推進体制

「災害対策推進本部」が中心となって進めます。推進本部長は、施設長が務めます。

■リスクの把握

①地形等

当施設は、国道432号線世羅警察署南交差点の北側約100mに位置しています。地形としては、北側にそびえる新山(山頂635m)からは約1,400m離れており、土砂災害警戒区域の外側です。また、近隣河川については、国道432号線南側を流れる一級河川芦田川から約500mの位置にあり、浸水想定区域の外側となっているほか、特定農業用ため池が決壊した場合の浸水想定区域にも含まれていません。一方、地震に関しては、広島県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い場所で発生する地震と、安芸灘周辺などの瀬戸内海西部のやや深い場所で発生する地震、更に南海トラフ沿いで発生する地震が想定されています。なお、世羅町では津波被害の心配はありません。このように、当施設の立地は、土砂災害や浸水に対しては、周辺地域の中では比較的 안전한場所とは考えられますが、想定を超える災害が発生する場合も数多くあり、十分な注意が必要です。

②予測される災害 火災、土砂災害、浸水、地震 が考えられます。

③災害危険区域等の該当の有無

- ・土砂災害警戒区域 無
- ・洪水浸水想定区域 無
- 世羅町土木災害ハザードマップ 一級河川芦田川水系洪水浸水想定区域図<近隣抜すい>
- <甲山地区> 近隣抜すい 当施設は、浸水想定区域の外



・特定農業用ため池浸水想定区域 無 図面略

『世羅町ため池ハザードマップ』による、特定農業用ため池が決壊した場合、直接影響が想定されるものはありません。

④大きな被害が予想される災害についての自治体公表内容

【自治体公表の被災想定】

- ※南海トラフ巨大地震等による広島県地震被害想定 2020年広島県
- 最大震度 尾道市ほか4市町 震度6強
- 世羅町 震度5強
- 被害想定 世羅町 液化化危険度PL>15地域0.0 ha
- 世羅町 浸水・最高津波 想定なし

【施設への影響想定と対応】

	当日	2日目	3日目
電力	小型発電機・電池	小型発電機・電池	復旧
EV	使用停止、階段	使用停止、階段	電気とともに復旧
飲料水	貯水槽	貯水槽	上水復旧
生活用水	井戸水	井戸水	上水復旧
ガス	カセットコンロ	カセットコンロ	LPG復旧
固定電話	携帯	携帯	復旧
携帯電話	固定	固定	復旧
光通信(ケーブルTV)	携帯	携帯	復旧

■優先事業

原則として、次のとおり優先事業を定めます。

<優先>	(1)特別養護老人ホーム(長期入所) (2)福祉避難所
<停止>	(1)短期入所生活介護事業(ただし、2週間以上の長期に渡る利用者を除く。) (2)サロン等地域貢献事業

■優先業務

次の業務は優先して実施します。

看護業務	排泄介助	食事提供
酸素吸入(対象者ある場合のみ)	服薬	経管栄養

■研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

この計画を関係者と共有し、平時から内容に関する理解を深め、非常時に適切な行動ができるよう研修及び訓練を実施します。また、計画の現状評価、課題の提起を行い、見直しをします。

平常時の対応

■建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置 場所ごとに対応策を講じます。

ご利用者居室内	共用場所	職員使用場所	机、イス等	など
---------	------	--------	-------	----

②設備の耐震措置 対象ごとに対応策を講じます。

給水タンク	受電設備	消火設備	EV昇降機	など
-------	------	------	-------	----

③ 水害対策(風対策含む)	対象ごとに対応策を講じます。			
	浸水による危険性の確認	付近排水路	飛散物	樹木 など
④ 火災予防の日常対策	次の項目について、対策を講じます。			
	火を扱う設備	電気コンセント	避難路の確保	など

- ライフライン停止の場合の対応を決めておく。
電気・ガス・水道・通信・システム
- 災害に関する情報の入手方法の確認
 - ① 市町村から発令される避難情報の入手方法は次のとおりです。
テレビ・ラジオ放送、世羅町防災行政無線、広島県防災情報メール、広島県・気象庁HP等
 - ② 災害に関する情報の入手方法は次のとおりです。
広島県防災Web 国土交通省情報提供センター 広島県防災情報メール通知サービス
中国地方整備局福山河川国道事務所 気象庁
- 衛生面(トイレ等)の対策
トイレが使用できない場合の対策を決めておきます。また、汚物の処理方法を決めておきます。
- 必要品の備蓄
備蓄品リストをあらかじめ作成しておきます。(リスト略)
- 資金手当て
災害に備えた保険に加入します。また、緊急時に必要な現金を用意します。

緊急時の対応

■ 災害対策本部設置と職員参集基準
下記表の警戒参集体制2(BCPレベル2)以上で、災害対策本部を設置するものとします。
災害対策本部長は施設長とし、参集基準ごとに招集対象職員を定めます。

参集体制(BCP発動レベル)	参集基準
警戒参集体制1 (災害BCPレベル1 ※BCP発動なし)	① 地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ② 地域に避難情報のうち「高齢者等避難(レベル3)」が発表されたとき ③ 施設所在市町村内で震度4以上の地震が発生したとき
警戒参集体制2 (災害BCPレベル2)	① 地域に気象等に関する特別警報が発表されたとき ② 地域に避難情報のうち「避難指示(レベル4)」、「緊急安全確保(レベル5)」が発表されたとき ③ 施設所在市町村内で震度5弱以上の地震が発生したとき
非常参集体制1 (災害BCPレベル3)	① 施設で火災が発生したとき。 ② 地域で大規模又は広範な範囲にわたる浸水、土砂災害が発生した時 ③ 施設所在市町村内で震度5強以上の地震が発生したとき ④ その他、本部長が必要と認めるとき

- 行動基準
災害発災時の行動基準をあらかじめ定めます。
- 対応体制
災害対策本部に次の職を置き、職員を配置して対応します。
本部長 副本部長 本部事務局長 消火隊 避難救援隊
救急隊 搬出隊 連絡隊 応急物資隊
- 対応拠点
第3候補まで場所をあらかじめ定めます。
- 安否確認
ご利用者、職員の安否確認方法を、決めておきます。
- 緊急連絡先
ご利用者ご家族と、職員の緊急連絡先については、あらかじめ一覧表を作成し整理しておきます。
- 施設内外での避難場所・避難方法

① 当施設のご利用者の状況に鑑み、原則として屋内安全確保を優先して、次のとおり施設内で避難します。

災害の種類	火災	土砂災害	浸水	地震
避難場所	正面駐車場・ 新館東駐車場・ 2階テラス	本館・新館の それぞれ2階	本館・新館の それぞれ2階	正面駐車場・ 新館東駐車場

② 施設全体が大きな被害を受け、施設にとどまっては危険な状況と判断する場合は、次のとおり町の避難所又は避難場所に避難します。

災害の種類	火災	土砂災害	浸水	地震
避難場所1	甲山農村環境改善センター	本館・新館の それぞれ2階	本館・新館の それぞれ2階	甲山農村環境改善センター
避難場所2	甲山自治センター			甲山自治センター

- 重要業務の継続
各業務の優先すべき順序等は、当日、2日目、3日目等区分し表に整理しておきます。
- 職員の管理
休憩・宿泊場所 職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討しておきます。
勤務シフト 勤務シフト原則を設けます。本人被災の場合は除外します。
- 復旧対応
破損個所の確認 確認シートを用いて確認します。
自治体・業者等連絡先一覧 緊急時用の自治体・業者等の連絡先を一覧にして整理しておきます。
- 情報発信
関係機関へは、直接報告、電話、メール等で対応します。報道機関への記者会見、取材対応で対応します。
地域へは直接報告、電話、メール等で対応します。

他施設との連携

- 連携体制の構築
当施設は、法人で1施設の運営であり、緊急時は応援要員を派遣できる組織が内部にありません。このため、応援要員が必要となる場合も想定されるため、行政、近隣社会福祉法人、施設団体等との協議を進めるよう努めます。

地域との連携

- 被災時の職員の派遣
外部からの応援を要請する場合の手順を検討しておきます。
- 福祉避難所の運営
地元行政の世羅町と当施設は、2019年2月7日に「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、世羅町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難支援について、世羅町は、当施設に対し福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができることとされており、当施設は出来る限りこの要請に応じることとなっています。具体的には、一般の避難所に避難された対象者で該当者がいる場合に必要調整を経て避難して来られます。その後の対応は、短期入所生活介護の例により必要な対応をします。居室は原則として短期入所の空室を使用することとし、最長、一般の避難所が閉鎖されるまで対応いたします。